「司法書士」とはどのような資格ですか？

司法書士とは、「司法書士法」に基づく国家資格です。

司法書士法第1条（目的）
『この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする』

司法書士は、他人の依頼を受けて、主に次のような業務を行います。

・登記又は供託に関する手続の代理
・法務局に提出する書類の作成
・裁判所に提出する書類の作成

「認定司法書士」（法務大臣から認定を受けた司法書士）は、以下の業務も行うことができます。

・簡易裁判所における訴訟等の代理
（紛争の目的の価額が140万円を超えないものに限ります）

「岡山県青年司法書士協議会」ってどんな団体ですか？

当会は、昭和45年4月25日に司法書士の社会的地位と資質の向上を目指して創立された任意団体です。

現在、県内の若手司法書士を中心に約100名の会員で組織されています。当会では、次のような活動を行っています。

・会員向け研修会の開催
・各種相談会・セミナーの開催

例 ex. 各所での出張相談会、養育費相談会、
生活保護相談会、他士業との合同相談会 など

無料電話相談

050-3588-5101
受付時間：平日 午前9時～午後5時

「あおでん」は、どなたでもご利用いただける
無料相談ダイヤルです。

みなさまの相談電話は、その日の担当相談員に転送されます。
呼び出しに多少時間がかかります。

無料相談対応業務

不動産登記　商業（法人）登記
相続・相続対策（遺言等）
成年後見　裁判書類作成・少額の裁判

● 業務の都合上、電話に出られない場合もございます。
お手数ですが時間を置いて再度おかけ直しください。

● 事件の依頼を希望される場合は、依頼する司法書士の報酬規定により「有料」となります。

● 無料相談のため、同一の内容に関する相談は1回までとさせていただきます。

● 司法書士業務の範囲外のご相談はお受けできません。
詳細は、相談時にご確認ください。

あおでん　岡山県青年司法書士　検索

岡山県青年司法書士協議会ホームページ
http://www.oka-seishikyo.com/aoden

お近くの司法書士を検索できます！

こんなときは…司法書士の出番です！

青年司法書士による無料電話相談

050-3588-5101
平日 午前9時～午後5時

あおでん

あんしん岡山青年司法書士ダイヤル

詳しくは中ページをご覧ください

岡山県青年司法書士協議会

こんなときは、司法書士へお気軽にご相談ください！

- 土地や建物の名義変更をしたい。
- 住宅ローンの完済をした。または借り換えをする。
- 不動産の登記簿に、随分昔の抵当権が残っている。

不動産登記

土地や建物の権利関係（所有権など）を法務局の不動産登記簿に登録して公示することで、権利を守り、取引を安全にする制度です。
司法書士は、書類作成や申請代理を行います。

- 自宅の名義が亡祖父のままになっている。
- 相続手続きをする暇がない。
- 相続で家族が争ったり、面倒な手続きに悩まされないようにしたい。
- 子どもがいないので、遺言を書いておかないと・・・

相　続
相続対策
（遺言等）

人が亡くなると、各種の相続手続きをしなければなりません。
遺言や生前贈与など、生前に対策をしておくことで相続手続きが円滑になります。
「相続の専門家」である司法書士へ、まずはご相談ください。

- 認知症になった父の財産管理のために、後見人が必要だ。
- 子どもに障がいがあって、将来が心配だ。
- 老後のために、財産の管理者や管理方法を決めておきたい。

成年後見

「成年後見」とは、判断能力が不十分な状態にある人を支援する制度です。

◆法定後見 ･･･ すでに認知症や障がいがある人のために、家庭裁判所が「成年後見人等」を選任します。

◆任意後見 ･･･ 元気なうちに「任意後見契約」をしておけば、将来、自分の判断能力が低下した場合に、自分の選んだ「任意後見人」に、自分に代わって財産管理などをしてもらうことができます。

司法書士は、家庭裁判所への申立書の作成、後見人等就任、任意後見契約のサポートなどを行っています。

- 会社や各種法人を設立したい。または登記の内容を変更したい。
- 会社の登記簿に、亡くなった役員が残っている。
- 株主の整理ができていない。会社の法務について気軽に相談したい。

商業（法人）
登記

会社や各種法人の情報を法務局の商業登記簿に登録して公示することで、信用を守り、取引を安全にする制度です。
司法書士は、書類作成や申請代理を行います。

- 遺産分割調停の申立てや、相続放棄の手続きをしたい。
- 債務整理、自己破産を検討している。
- 少額の各種トラブル（建物の賃貸借、物損事故、売掛金の回収、ほか）

裁判書類作成
少額の裁判

司法書士は、裁判所に提出する書類の作成を行います。
法務大臣から認定を受けた「認定司法書士」は、「簡易裁判所における紛争の目的の価額が140万円以下の民事に関する事件」について、代理人となることができます。

どなたでもご利用いただける青年司法書士による無料電話相談ダイヤル「あおでん」 050-3588-5101 受付時間：平日 午前9時～午後5時